

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【178】
2. 日時：令和2年5月8日 13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官※、江崙企画調査官、岸野主任安全審査官※、

羽場崎主任安全審査官※、三浦主任安全審査官、小野安全審査専門職※

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

石田技術計画専門職

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 土木総括部長 他13名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、津波への配慮に関する説明書について、令和2年4月28日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【津波への配慮に関する説明書】

- 溢水緩和対策として設置した吐出弁について、浸水防護重点化範囲への津波の流入防止を役割として期待していると考えられることから、耐津波設計上の位置付けを整理して説明すること。
- 電炉（ケーブル）の損傷評価について、シースの評価結果並びに海水による浸水試験の内容及び判定基準を説明すること。
- 電気接続部の没水の評価について、接続部の具体的な確認内容を説明すること。
- 砂移動による影響確認の結果及び結果に対する考察について、7号機取水口前面の堆積厚さに着目して説明すること。
- 原子炉補機冷却海水ポンプの強度評価について、評価内容を整理して説明すること。
- 補機冷却海水ポンプの強度評価について、波力に対して耐圧性を有していることを説明すること。また、取水路等の津波流入経路上の圧力緩和について、管路解析によるスクリーン室、取水路立坑、補機冷却用海水取水路立坑、補機取水槽等の各位置の圧力、流速等を比較して、

定量的に説明すること。

- 点検立坑及び補機取水槽ベント管について、漏水評価の結果を示すとともに、漏水が想定される場合には排水等の浸水対策を説明すること。
- 荷役作業について、クレーンが基準地震動 S_s に対して、機能を維持していないことを踏まえ、成立性を説明すること。
- 基準津波3の波源と基準地震動の震源との関連性について、地震後の津波の到達時間が短くなることを踏まえ、漂流物防止措置として運用の成立性を説明すること。
- LLWの輸送容器及び輸送車両について、取水性への影響評価の結果を説明すること。
- 港湾内の船舶の退避について、港湾内を航行及び停泊する船舶の退避ルートを網羅的に説明すること。
- 浚渫船について、流向及び流速を踏まえ、取水口に到達しない根拠を定量的に説明すること。
- 土運船について、海象条件が悪い場合の取水性への影響評価の結果を説明すること。
- 鉄筋コンクリート建屋の取水性に対する滑動評価について、保守的な想定をするなど、明確な論理を構築した上で、評価内容を説明すること。
- 車両について、退避ルートが液状化することを考慮した漂流物評価の結果を説明すること。
- 各車両の中から衝突荷重の対象とする軽自動車について、選定経緯及び根拠を説明すること。また、取水性への影響評価の対象とする漂流物と衝突荷重の対象とする漂流物が整合していない理由を具体的に説明すること。
- 衝突荷重の対象とする漂流物のうち中型トラックについて、適用する運用の分類の優先順位等の関係性を整理した上で、わかりやすく説明すること。
- 衝突荷重の対象とする漂流物のうちバキューム車の退避時における気相部開放の実効性について、運用手順及び車両の密度が海水密度まで到達する時間等を踏まえ、わかりやすく説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

なし